

# お知らせ

# HOT

コーナー



ハッピーごまちゃん®

市役所の電話

996-2111

FAX

995-7367

HOTコーナーに掲載の情報について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 案内



### 地域福祉に関するアンケート調査

第4期八潮市地域福祉計画の策定にあたり、アンケート調査を実施します。対象の方には、調査票を郵送します。  
※本調査は、Next-i(株)に委託しています。  
対市内在住で15歳以上の方(無作為抽出)  
問社会福祉課 ☎316

### 避難所などの指定解除

県立八潮高等学校の閉校に伴い、指定避難所および指定緊急避難場所の指定を解除しました。近隣の避難所は、八條小学校、りらーと八條公民館、松之木小学校および八潮中学校となります。開設する場合は、市ホームページなどでお知らせしますので、ご確認ください。  
問危機管理防災課 ☎804

### 児童扶養手当額の改定

4月分(5月支給分)から児

童扶養手当の額が引き上げとなります。  
**本体額(月額)**  
全部支給 48,050円  
一部支給 48,040円~11,340円  
**第2子以降加算額(月額)**  
全部支給 11,350円  
一部支給 11,340円~5,680円  
問こども政策課 ☎209

### 令和8年度から5歳児健康診査を開始

5歳児健康診査は、安心して就学を迎えることができるよう、保健センターで行う集団健診です。就学に備えて、日ごろのお子さんとの関わりの中で、心配なことや気になることがありましたら、この機会にぜひご相談ください。

対令和3年4月2日以降に生まれた満5歳になる幼児  
※5歳になる月の前後1カ月に通知を発送します。  
問こども家庭支援課 ☎890



### 東京葛西用水路・八条用水路の通水

田植えの準備のため通水します。通水により水位が上がりま

すので、幼児や児童が水路に近づかないよう、ご注意ください。  
日4月24日(金) 午前9時~  
問都市農業課 ☎299

### 広報やしお配置場所の追加

新たに追加した広報やしおの配置場所をお知らせします。  
場イトー寿薬局(中央4-1-13)、やしお薬局(南後谷754-12)、草加駅(草加市高砂2-5-25)  
問秘書広報課 ☎226

### 協働のまちづくり推進事業助成金

市のまちづくりの課題解決に取り組む事業に対し助成します。対次の要件に該当する団体▶市内に事務所または活動場所を有すること▶構成員が5人以上の団体で、半数以上が市内に在住・在勤・在学していることなど  
**助成額** ①発足3年以上の団体=限度額10万円(対象経費の3分の2以内) ※昨年度交付団体は申請不可②発足3年未満の団体=限度額5万円  
日4月27日(必着)までに申請書類(市民協働推進課または市ホームページで入手)を市民協働推進課 ☎328 窓口へ

## イベント



### フレイルチェック測定会

日5月27日(水) 午後2時~4時  
場市役所多目的室  
対市内在住で65歳以上の方  
内健康状態の確認、筋肉量などの測定およびフレイル予防について  
定20人(申込順)  
日4月15日から、電話で北部地域包括支援センターやしお寿苑 ☎930-5123 へ  
問長寿介護課 ☎408

### 普通救命講習Ⅲ

日5月16日(土) 午前9時~正午  
場八潮消防署  
対八潮市または草加市に在住・在勤・在学の中学生以上  
内小児・乳児の救命に必要な応急手当(心肺蘇生法、AEDの取り扱い、異物除去法など)  
定20人(申し込み多数の場合、抽選)  
日4月20日までに、申込フォームまたは電話で八潮消防署 ☎998-0119 へ



### 人権擁護委員の任命

問人権・男女共同参画課 ☎811

再任 齋藤 京子 氏 (任期 4月1日~令和11年3月31日)

### 監査委員の選任

問監査委員事務局 ☎294

新任 上原 哲也 氏 (任期 4月1日~令和12年3月31日)

### 教育委員会委員の任命

問教育総務課 ☎361

再任 高橋 洋一 氏 (任期 4月1日~令和12年3月31日)

### 5月から

### 市民課日曜窓口の開庁日時などの変更

問市民課 ☎216

日毎月第2・第4日曜日 午前9時~午後4時30分(正午~午後1時を除く)  
※マイナンバーカード関連業務の午前の受付は、11時30分まで  
内各種証明書の交付、住民異動届(転入・転出など)、印鑑登録、戸籍の届出、マイナンバーカードの交付・電子証明書の更新など

## えせ同和行為を排除しましょう — 埼葛えせ同和行為対策強化月間 —

本市を含む埼葛市町では、毎年4月を「埼葛えせ同和行為対策強化月間」と定め、部落差別に対する正しい理解の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

問人権・男女共同参画課 ☎811

### 「えせ同和行為」とは

部落差別の解消を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、部落差別に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、部落差別解消の大きな阻害要因となる許されない行為です。

### えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。



法務省: えせ同和行為を排除するために